

浄水処理汚泥委託業務単価

入札仕様書

令和6年4月8日

大和郡山市

上下水道部

浄水処理汚泥委託業務単価入札仕様書

1	件名	浄水処理汚泥委託業務単価
2	業務場所	大和郡山市地内
3	委託単価 設定期間	始期 令和6年6月1日 終期 令和7年5月31日
4	開札日時 及び場所	令和6年5月15日(水) 9:00 大和郡山市上下水道部庁舎 2階 会議室
5	入札書提示額	浄水処理汚泥委託業務仕様書における積み込み作業費用、収集運搬作業費用、処理費用を含んだ金額の1kg当たりの単価とし、収集運搬費単価及び処理費費単価の内訳も記載すること。なお落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。(ただし1円未満の端数は切り捨てた額であること)
6	詳細仕様	仕様書(9ページ)による
7	入札参加資格	<p>入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。</p> <p>(2) 国税・地方税の滞納のない者であること。(加えて市内に本店支店を有する事業者にあつては、当市の市民税の滞納のない者であること。)</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(会社更生法にあつては更正手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。</p> <p>(4) ホームページの閲覧及び電子メールの送受信が可能である者であること。</p> <p>(5) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。</p> <p>(6) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。 ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。 ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。</p> <p>(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項かつ同条第6項の許可を受けた者。ただし、どちらか一方のみの許可を受けたものについては、自身が受けていないもう一方の許可を有する者(ただし、上記の(1)から(3)及び(6)に該当する者を除く)に、当浄水処理汚泥委託業務に関して受託する旨の承諾を得ていればよいものとする。</p>
8	入札説明書を 交付する場所	入札説明書等はホームページよりダウンロードのこと。 https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/gyomuka/nyusatsu_keiyaku/3/14520.html

<p>9 入札参加資格の確認方法</p>	<p>この入札に参加を希望する者は、7に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、一般競争入札申請書(以下「申請書」という。)及び暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(以下「誓約書兼承諾書」という。)、および下記の(1)③に記載される書類を提出しなければならない。なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1)提出書類</p> <p>① 一般競争入札参加申請書</p> <p>② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書</p> <p>③ 令和4年度から令和5年度までの同種業務の委託契約実績表 (※当該契約書の写添付要)(国・都道府県・市町村との契約に限る。)</p> <p>④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項で「汚泥」について許可を受けた者であることを証する書面の写し ただし、どちらか一方のみの許可を受けた者については、申請者が保有している方の許可を受けたものであることを証する書類の写しと、申請者が受けていないもう一方の許可を受け、当浄水処理汚泥委託業務に関して受託する旨の承諾をした者が保有する許可(申請者が保有していない方の許可)を受けたものであることを証する書類の写し。</p> <p>⑤ 法人登記の登記事項証明(法人)もしくは住民票(個人事業者)(いずれも写し) (大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合不要)</p> <p>⑥ 印鑑証明書(写し)(大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合不要)</p> <p>⑦ 納税証明書(写し)(法人 その3の3)/(個人事業者 その3の2) (大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合不要)</p> <p>(2)提出期間 令和6年5月7日(火)17時まで</p> <p>(3)提出場所 〒639-1005 大和郡山市植槻町6番10号 大和郡山市上下水道部 業務課</p> <p>(4)提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については当日必着</p> <p>(5)入札参加資格の確認 申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和6年5月9日までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書をメールにて送付する。 ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨 イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由 ウ 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、市の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。</p> <p>(6)その他 ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。 イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p>
<p>10 仕様書の質問</p>	<p>(1)仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和6年5月7日 17時まで</p> <p>イ 送信先 大和郡山市上下水道部 業務課</p> <p>ウ 提出先アドレス suigyo@city.yamatokoriyama.lg.jp</p> <p>(2) (1)の回答については、入札参加資格を有すると認めた者に対して直接メールで行うものとする。</p> <p>ア 回答期限 令和6年5月9日</p>

11 入札手続等	<p>(1)入札保証金670,000円(金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手)を下記期日までに支払うこと。ただし、大和郡山市契約規則第6条各号に規定される場合は、これを免除とする。</p> <p style="text-align: center;">令和6年5月15日(水) 9:00まで(当日開札前に支払) 様式は8ページ参照</p> <p>落札者の決定後ただちに還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は契約保証金に充当する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(入札保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者に</p> </div> <p>(2)契約保証金 落札者は大和郡山市契約規則第21条に規定する契約保証金(契約金額の10%以上)を支払わなければならない。ただし、同規則第22条各号に該当する場合はこれを免除とする。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(契約保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (省略) (3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (省略)</p> </div> <p>(3)契約書作成の要否 要</p> <p>(4)支払条件 納入が適正に行われた後に、落札者が提出した適正な請求書に基づき、受理した日から起算して30日以内に、契約金額を支払うものとする。</p> <p>(5)最低制限価格 設定しない。</p>
12 入札書の郵送期限	<p>令和6年5月14日(火) 17:00 まで</p> <p>簡易書留郵便で送付すること</p> <p>(送付先は9.(3)に同じ)</p>
13 入札上の注意	<p>(入札の基本的事項)</p> <p>1 入札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。 (公正な入札の確保)</p> <p>2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。 (消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)</p> <p>3 入札書は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(課税事業者、免税事業者問わず。)を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とします。</p>

<p>13 入札上の注意 つづき</p>	<p>(入札書の金額の数字)</p> <p>4 入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。</p> <p>(入札書の記載事項の訂正)</p> <p>5 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。</p> <p>(入札の辞退)</p> <p>6 郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出してください。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出してください。</p> <p>② 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。</p> <p>(入札書等の提出方法)</p> <p>7 当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、大和郡山市が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに簡易書留郵便により、指定の宛先まで郵送してください。</p> <p>② 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。</p> <p>(無効の郵便入札)</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。</p> <p>(1) 市長が定める入札条件に違反した入札</p> <p>(2) 入札書に記名押印のない入札</p> <p>(3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札</p> <p>(4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札</p> <p>(5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札</p> <p>(6) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札</p> <p>(7) 簡易書留郵便以外の方法による入札</p> <p>(8) 入札書以外のものが同封された入札</p> <p>(9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札</p> <p>(10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札</p> <p>(開札)</p> <p>9 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。</p> <p>② 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人がくじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。</p> <p>③ 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日(休日の場合は、その前日)の正午までに電子メールで申し込みをしてください。</p> <p>(入札の延期、中止及び取消し)</p> <p>10 郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消を行います。</p> <p>(落札者の決定)</p> <p>11 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果を書面により閲覧に供します。</p> <p>(再度入札)</p> <p>12 本入札において予定価格以内の入札者がなかった場合は、予定価格を公表のうえで1週間以内に再度入札を実施します。この場合において、入札方法は本入札に準ずるものとします。</p> <p>(契約書の提出)</p> <p>13 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日を含めて5日以内(大和郡山市の休日定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)に契約書に記名押印のうえ提出してください。</p> <p>(落札の無効)</p> <p>14 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。</p> <p>(異議の申し立て)</p> <p>15 入札者は、入札後、この心得その他の入札の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。</p>
--------------------------	---

13 入札上の注意
つづき

16 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、簡易書留郵便で郵送到着期限までに送付してください。

封筒は中に入札金額等が透けてみえないものを使用してください。

簡易書留
郵便相当
額の切手

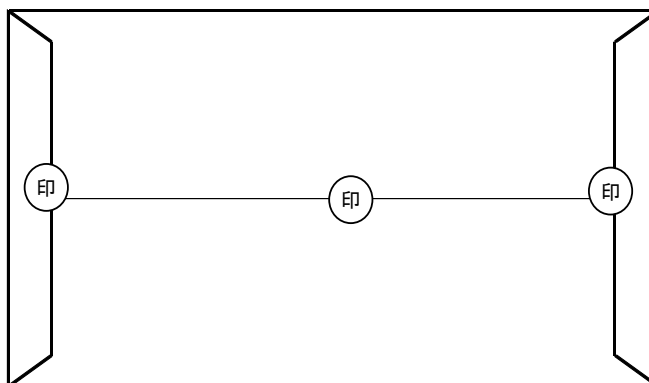
〒 639-1005
奈良県大和郡山市植槻町6番10号
上下水道部 業務課

大和郡山市長 上田 清 様

簡易書留

一般競争入札 入札書在中

入札件名	浄水処理汚泥委託業務単価	
業務場所	大和郡山市地内	
入札書到着期限	令和6年5月14日(火)	17:00
商号	株式会社 ●●●●	
代表者名	代表取締役 ■■■■	
連絡先	連絡先電話番号	
担当者名	▲▲ ▲▲	



入札書の記載方法

別添の入札書の様式をご利用ください。

入 札 書

1 件 名 浄水処理汚泥委託業務単価

2 業務場所 大和郡山市地内

3 入札金額

①+②	¥	9 0	円/kg
内訳			
① 収集運搬	¥	5 0	円/kg
② 処 理	¥	4 0	円/kg

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長 上 田 清 様

令和 年 月 日

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

金額は記載例であり、予定価格ではありません。

「¥」を記載

業務ごとの内訳額を記載

開札日の前日までの日付を記載

住所・入札業者名・代表者名を記載のうえ、代表者印を押印

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1005
奈良県大和郡山市植槻町6番10号
上下水道部 業務課
大和郡山市長 上田 清 様

入札件名	浄水処理汚泥委託業務単価
業務場所	大和郡山市地内
入札書到着期限	令和6年5月14日(火) 17:00
商 号	
代表者名	
連絡先	
担当者名	

一般競争入札 入札書在中

銀行振出小切手の見本

入札保証金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（預金小切手又は預手という）だけです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。

AB0123	小切手	5678
支払地〇〇市〇〇〇丁目		0123-456
株式会社 〇〇銀行〇〇支店		銀行
¥ 10,000,000 —※		行
上記の金額をこの小切手と引換えに 持参人 殿へ お支払ください。		
平成〇〇年〇月〇日	株式会社〇〇銀行 〇〇支店	
振出地 〇〇市	支店長 〇 〇 〇 〇 印	

※ 横線必要

(例) ※ 持参人

- (注) ①振出人、支払人とも同一金融機関であること。
②持参人であること。
③振出日から5日以内であること。

浄水処理汚泥委託業務単価仕様書

この仕様書は、令和6年度において大和郡山市上下水道部より搬出する、浄水処理汚泥（産業廃棄物）収集運搬・処理に関し必要な事項を示すものとする。

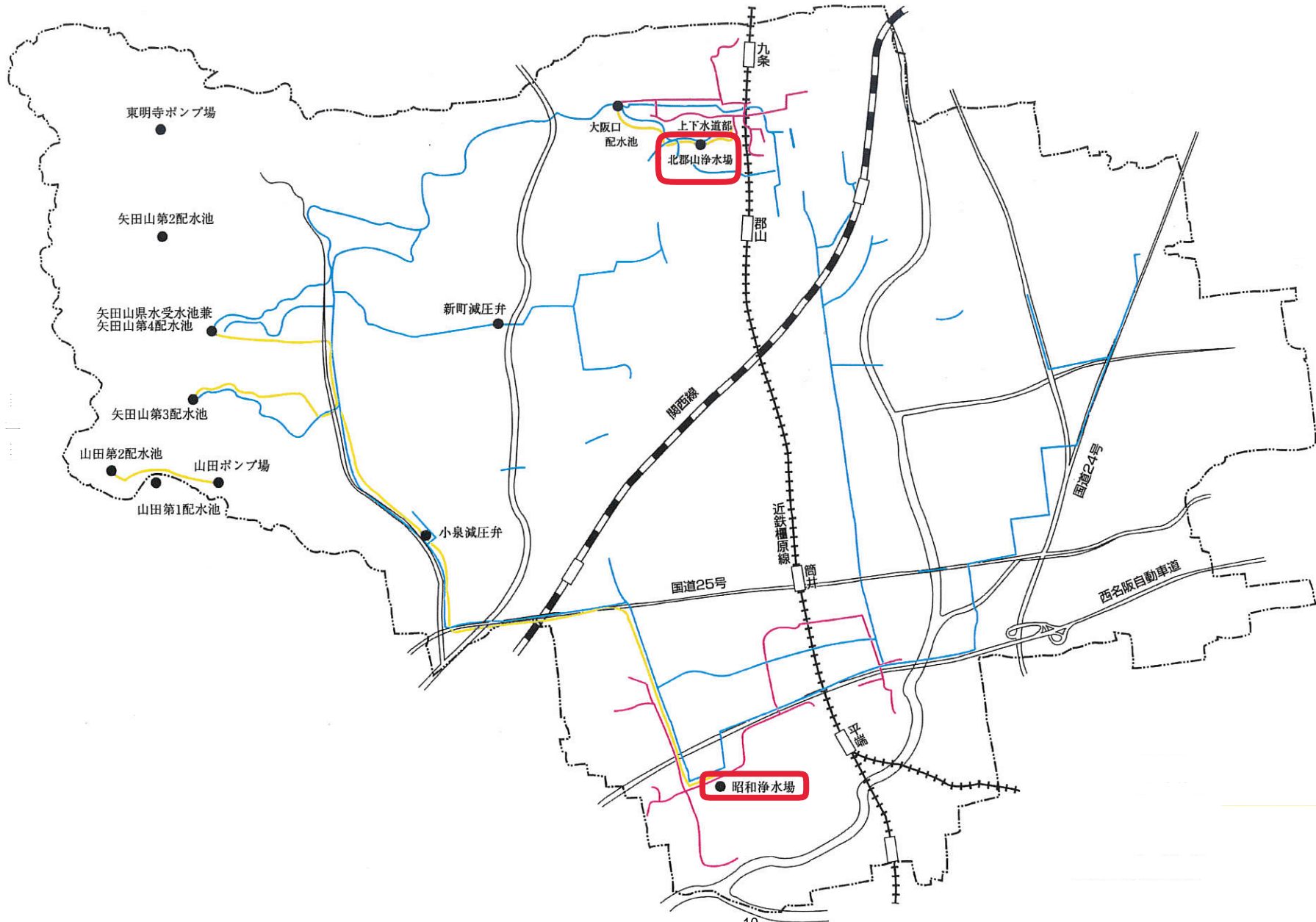
概 要

当部の北郡山浄水場及び昭和浄水場から排出する浄水処理汚泥（産業廃棄物）の収集運搬、中間処理を施し最終処分地までの処理をするものである。

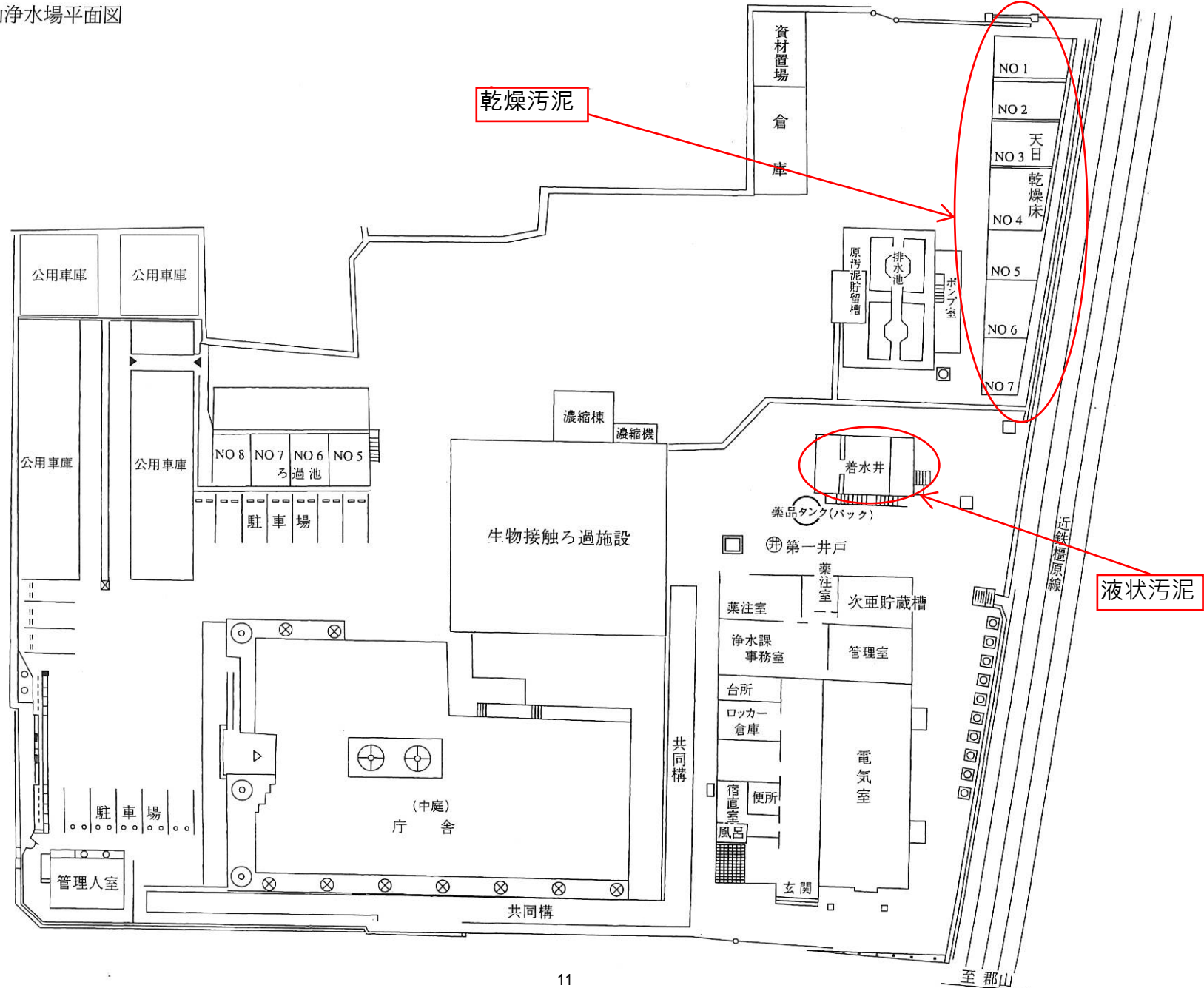
内 容

- 1) 廃棄物の名称 汚泥（浄水処理汚泥、含水率85%超）
- 2) 汚泥収集場所 北郡山浄水場及び昭和浄水場
- 3) 契約期間 令和6年6月1日から令和7年5月31日まで
- 4) 年間汚泥排出量 約338,000kg/年（原水量及び濁度により変動する）
内 北郡山浄水場 134,000kg 昭和浄水場 204,000kg
- 5) 搬出方法 運搬車両は、汚泥（産業廃棄物）吸引車両もしくは産業廃棄物運搬車両にて搬出すること。
- 6) 汚泥処理方法 マニフェストによる。
- 7) 汚泥収集日時 平日、北郡山浄水場で作業を行う場合、前面道路が通学路規制のため7:30～9:00、14:00～16:00の間は進入できないので留意し、作業時間は、9時30分～17時までとする。
また、昭和浄水場の作業時間は、8時30分～17時までとする。
詳細は、浄水場係員と協議する。
- 8) 計 量 処分に係る諸量は検定を受けた施設での計量とし、計量先の計量伝票を月末の請求書と共に提出する。
- 9) 運搬車両の確認 運搬車両の登録番号の確認と届出。
① 汚泥（産業廃棄物）吸引車両 ② 産業廃棄物運搬車両
- 10) 添付書類 最終処分地、中間処理施設、種類別、収集、運搬に係る許認可について該当府、県、市の許可を受けていることを証明する書類の写し。
- 11) 汚泥単価 1kg当たりとする（税抜き）。
収集運搬単価（積込作業単価含む）、処理単価の合計金額とする。
※入札書には収集運搬単価と処理単価の内訳も記載すること。
※ただし、収集運搬の際、運搬車両の積載上限に達しない場合も同一の単価とする。積載上限を厳守すること。

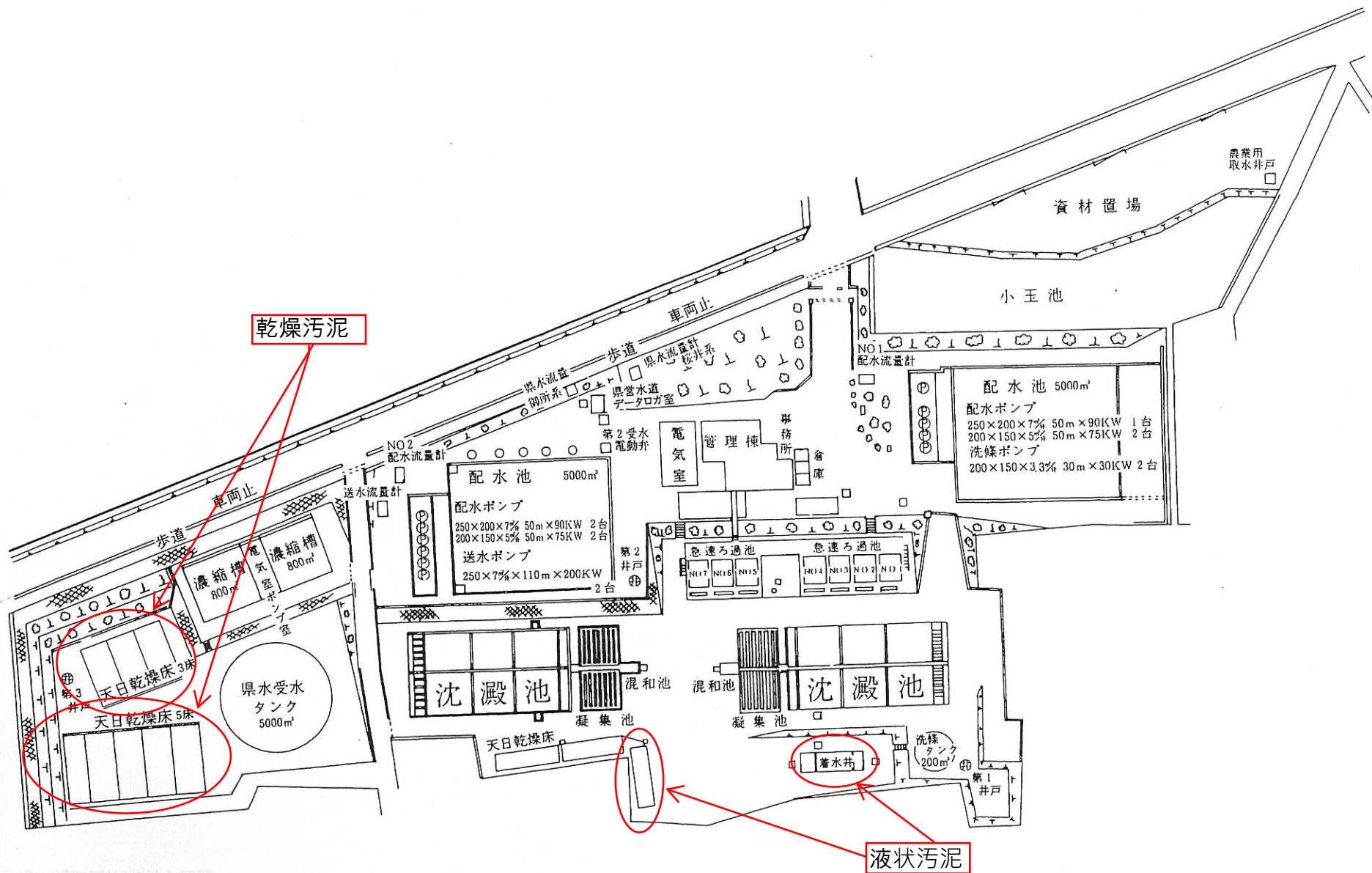
施設位置図



北郡山浄水場平面図



昭和浄水場平面図



入 札 書

1 件 名 浄水処理汚泥委託業務単価

2 業務場所 大和郡山市地内

3 入札金額

①+②					円/kg
-----	--	--	--	--	------

(①+②)

内訳

①収集運搬					円/kg
②処理					円/kg

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長 上 田 清 様

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名
